

# 第10章 運営・体制の方向性と方法

## 第1節 運営・体制の方向性

### 1 保存・保全のための運営・体制

特別史跡の運営については、宮城県と多賀城市が昭和60年(1985年)に取交わした覚書に基づき、従来どおり宮城県が調査・整備、多賀城市が維持管理を担当し、それぞれの役割分担に応じ、本質的価値の適切な保存が図られるよう事業を進めていく。

### 2 活用のための運営・体制

多様化する史跡の活用や、広大な面積を有する特別史跡多賀城跡の運営にあたっては、管理団体である多賀城市や、調査・整備を担う宮城県といった行政機関に限らず、ボランティア団体、地域団体、民間企業などと連携した、市民協働による運営体制の構築が求められる。史跡の重要性から、市民だけではなく国内外へ史跡を広く周知し、認知度を高めることによって、保全管理伝承のサイクルを回せるような体制の構築も求められている。

特に、特別史跡の適切な保存・活用と次世代への継承を実現するため、指定地内をはじめとする地域住民との協力体制の構築は極めて重要である。地域住民がいてこそその特別史跡であることを十分に考慮し、特別史跡に影響のない範囲で、地域住民の営みが継続できるよう支援を実施する。

## 第2節 運営・体制整備の方法

### 1 保存・保全のための運営・体制

宮城県教育庁文化財課、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館と多賀城市企画経営部文化財課が、今後もそれぞれの役割を果たしつつ、円滑な協力体制を構築し、関係部局を含めた運営・体制の維持・継続・拡充を図る。なお、宮城県と多賀城市が運営に関する覚書を取り交わした昭和60年当初では想定し得なかった環境の変化も多いため、現在の社会情勢に即した、効率的かつ効果的な新たな運営・体制が構築できるよう、必要な検討を行っていく。

### 2 活用のための運営・体制

特別史跡を中心に活動する市民団体として、「多賀城市観光ボランティア」、「多賀城史跡案内サークル」、「多賀城・七ヶ浜市民活動団体等連絡協議会」がある。また、多賀城の歴史に関連する団体として、「博物館友の会」や「多賀城史遊館ボランティアの会」なども活動している。これらの団体が特別史跡を継続的に活動の場として活用できるよう、団体の育成や人員確保に関する要請に対して協力する。また、新たな個人、団体が史跡を活動の場として利用でき、史跡への造詣を深めることができるよう適切な支援を行っていく。

一方、指定地内住民を中心に、多賀城跡の積極的な活用を行う「特別史跡多賀城跡周辺まちづくり協議会」が、令和8年(2026年)2月15日に設立された。この協議会設立を機に、これまで築いてきた指定地内住民との関係性を基盤とした連携をさらに強化し、史跡の適切な保存・活用に資する体制を構築していく。



図51 運営・体制のイメージ

# 第11章 施策の実施計画

## 第1節 施策の実施計画

特別史跡多賀城跡附寺跡の本質的価値の適切な保存管理、理解促進のための活用と整備を推進するため、第7章から第10章で示した各項目に基づき、具体的な施策を実施する。なお、必要に応じて計画の見直しや修正を行う。

## 第2節 保存管理の実施計画

特別史跡の本質的価値の保存管理については、指定地内住民が日常生活の中で特別史跡を誇りに感じ、地域の営みと一体となり、将来にわたり保存・活用が図られる姿を目指し、本計画で定めた地区区分及び現状変更の取扱基準に基づき実施する。

保存を目的とした発掘調査は、昭和44年(1969年)に設立された宮城県多賀城跡調査研究所により、多賀城跡を中心に計画的に実施されてきた。多賀城跡の実態解明には、今後も継続的な調査が必要であり、同研究所により引き続き実施する。

土地の公有化は、昭和38年(1963年)度から開始され、現在は指定地内住民からの申し出に応じて対応している。特別史跡を保存する上で重要であることから、今後も必要に応じて公有化を実施し適切な保存を図っていく。

植生管理についても、これまで随時実施してきたが、本計画においても引き続き取り組む。

また、災害の未然防止を目的とした管理については、令和8年(2026年)度から新たに取組む。

## 第3節 活用の実施計画

自主事業の拡充、学術的研究の促進、学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用促進、観光資源としての活用の拡充など、これまで実施してきた取り組みを今後も継続・拡充し、理解促進を図っていく。

## 第4節 整備の実施計画

保存のための整備では、地形や地上に現れる遺構の保護、整備地区及び未整備地区における地下遺構の適切な保存を行う。

活用のための整備では、政庁地区の復元整備、政庁南面地区の一部(鴻池および政庁南大路・南北大路)、政庁北端部地区、館前遺跡、多賀城南辺西地区及び東地区の整備を行う。また、既存整備地の修理・改修も適宜行う。

なお、整備については、宮城県が令和8年度に更新を予定している次期『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』に基づいて実施する。

## 第5節 運営・体制の実施計画

保存のための運営・体制を徹底するとともに、活用のための運営・体制の構築を今後も継続して実施する。また、「関係人口」の拡大については、これまで本市観光部門を中心に取り組んできたが、今後は新たな担い手の育成も視野に入れ、庁内及び宮城県の関係部門と連携しながら推進していく。

表27 施策の実施計画

区分	項目	保存活用計画（10年間のイメージ）		次期改定目安 （R18年度～）	備考
		（R8～17年度）			
保存管理	現状変更対応	→		→	現状変更基準等により対応
	保存目的の発掘調査	→		→	
	土地公有化	→		→	
	植生管理	→		→	
	災害を未然に防ぐための管理	→		→	
活用	史跡公園・南門・ガイダンス施設の活用	→		→	R7多賀城南門及び多賀城跡ガイダンス施設グランドオープン
	自主事業等の拡充	→		→	
	学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用促進	→		→	特別史跡見学、古代米田植え等
	市民の交流の場としての活用	→		→	
	文化観光資源としての活用の充実	→		→	
	活用から運営・体制への橋渡し	→		→	
	政庁復元整備地や自然環境等の活用の在り方の把握と点検	→		→	政庁復元等
整備	保存のための整備	→		→	
	活用のための整備：既存整備地の修理改修	→		→	
	活用のための整備：特別史跡内の管理（管理カルテの導入）	→		→	復元施設・整備施設、災害等による地形修復含む
	活用のための整備：未着手整備地の整備	→		→	
	活用のための整備：整備基本計画の改訂	→		→	整備基本計画と整合性を図る
運営・体制	運営・体制の維持・継続・拡充	→		→	
	市民団体等の育成と連携強化	→		→	市民団体との連携（除草事業・植栽事業等）
	関係人口の拡大	→		→	

保存活用計画の見直し

# 第12章 経過観察・維持管理

## 第1節 経過観察の方向性

### 1 施策の取り組みに対する経過観察

多賀城跡の保存管理、活用、整備は継続的な取り組みが求められるため、本計画の進捗状況を定期的に経過観察し、達成度や社会情勢の変化への対応を検証する。また、近年の急激な社会情勢の変化、環境変化等に対応するため計画期間中に変更するなど改善を図る。経過観察は、別紙「史跡の自己点検表」に基づいて実施する。

### 2 遺構・復元施設・保存活用施設等の経過観察

地形や遺構の適切な保存、整備地における復元施設・保存活用施設の適切な管理のため、定期的な経過観察と点検を行い、経年変化による劣化等を把握し、施策に反映させる。これらの観察には「管理カルテ」を活用する。

### 3 復元施設及び保存活用施設の維持管理

復元施設や保存活用施設の長寿命化を図るため、日常的な維持管理を適切に行う。冬季については、本市の気候条件を踏まえ、必要に応じて対応する。

また、地形や地上に現れる遺構の保護、危険樹木の把握、自然災害による被害の未然防止等を図る。

## 第2節 経過観察の方法

### 1 史跡の自己点検表

第6章で示した基本方針及び第7～10章で個別に検討した保存管理、活用、整備、運営・体制について、それぞれの取り組み状況と達成度を把握するために、「史跡の自己点検表」(表12-1)を用い経過観察を実施する。点検表については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(文化庁文化財部記念物課 2015)掲載の自己点検表を用い、状況の変化に応じて項目の追加修正等を検討する。自己点検表及びその検証結果は、外部委員にも諮り、本計画を見直す際に反映させる。なお、自己点検は、本計画の見直し時に限らず必要な場合は随時行う。

### 2 管理カルテ

遺構保護を行う保存のための整備及び復元施設等の適切な管理のために、「管理カルテ」を使用する。なお、管理カルテの様式は、点検対象や状況に応じて項目等の追加修正等、適宜改変を行う。

#### (1) 管理カルテ(遺構)

地形や地上に表出する遺構や、過去の発掘調査地点等が土砂の流出や自然崩落等により地形の改

変がなされていないかを、ある程度まとまった地区単位で確認し、写真を添付する等現況を記録する。管理カルテの様式は表12-2で、年1回程度の頻度で現地確認を行う。

#### (2) 管理カルテ(過去の災害および災害のおそれのある地点)

過去に災害が起こった地点について、位置と範囲を地図等で示し、写真等を添付する。同様に災害のおそれのある要素を発見した場合は、その要素を記載し地図・写真等を添付する。管理カルテの様式は表12-3で、年2回程度の頻度で史跡全体のパトロールを行う。ただし、災害のおそれのある地点を発見した場合は、頻度を定めず経過観察を行い、必要な措置を検討する。

#### (3) 管理カルテ(施設)

復元施設や保存活用施設について、状況を記録する。管理カルテの様式は、復元施設と保存活用施設は表12-4とする。なお、保存活用施設の中でも特に構造が複雑な建築物については表12-5を用いる。いずれも年1回の点検を行う。

### 3 維持管理

日常的な管理については、整備箇所及び公有地化した地区の草刈り作業は必要に応じて適宜実施し、植物等の侵食から復元施設等を保護する。冬期間については、本市の気候条件を踏まえれば、特段の対策は不要と考えるが、必要に応じて適宜対応する。こうした復元施設や保存活用施設の維持管理について、「管理カルテ」を用いて管理する。

また、地形や地上に表出する遺構の保護、危険樹木の把握や自然災害による被害拡大を未然に防ぐ取り組みとしては、史跡内の定期的なパトロールを行い、その記録として「管理カルテ」を用いる。

以上のように維持管理において「管理カルテ」を活用し、経過観察を行いながら適切な維持管理するとともに、より効果的な管理・整備手法を常に検討し、経常的な維持管理の質を高めていく。

表28 自己点検票

史跡の名称		史跡多賀城跡			
管理団体		多賀城市			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考
(1)基本情報に関する事	ア)標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ)境界線の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ)説明板は設置されているか	1	2	3	
(2)計画策定等に関する事	ア)保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ)保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3)保存に関する事	ア)指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ)調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ)専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ)史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ)災害対策は十分されているか	1	2	3	
	イ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	カ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4)管理に関する事	ア)日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ)特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ)史跡等周辺の環境保全のために地域住民や関係機関と連携が図られているか	1	2	3	
	エ)条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め実行しているか	1	2	3	
	オ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関する事	ア)公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ)史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ)市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関する事	エ)まちづくりと地域アイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ)文化的観光資源としての活用されているか	1	2	3	
	カ)体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ)パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク)外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ)ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	ア)整備基本計画は策定されているか	1	2	3	宮城県
	イ)史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	宮城県
	ウ)遺構等に影響がよりに整備されているか	1	2	3	宮城県
	エ)修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	宮城県
オ)整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	宮城県	
(6)整備に関する事	カ)復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	宮城県
	キ)活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	宮城県
	ク)多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	宮城県
	ケ)整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	宮城県
	コ)整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	宮城県
	サ)整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	宮城県
	(7)運営・体制・連携に関する事	ア)運営については適切に行われているか	1	2	3
イ)体制については十分であるか		1	2	3	
ウ)他部署との連携については十分であるか		1	2	3	
(8)予算に関する事	エ)地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	ア)予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

様式1

管理カルテ(遺構)

【第 回点検： 年 月 日】

調査 回数		地区名	
残存 状況			
評価の 目安	おおむね良好		A
	部分的に劣化が見られるが、保存上に問題なし		B
	劣化が一部見られ、保存上にやや問題がある		C
	劣化の程度が大きく、保存上に問題があり、早急に対応する必要がある。		D
記載事項			
写真等			

様式2

管理カルテ(過去の災害および災害のおそれのある地点)

【記入日: 年 月 日】

地区名	
過去の災害履歴	
災害のおそれのある要素	
※急傾斜、斜面部の不安定さ、危険樹木等の存在などを記入	
地図(位置と範囲)	

様式3

管理カルテ(施設 復元遺構・保存活用施設)

【第 回点検： 年 月 日】

施設名		地区名	
建設年度		経過年数	処分制限期間
規模			数量
構造形式			
修理等履歴			

評価の目安	おおむね良好				A	
	部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上に問題なし				B	
	広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上に低下の兆候が見られる				C	
	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある。				D	
点検対象部位		点検の視点	劣化有無 (有=■)	備考 (左記の劣化状況の補足等)		評価
分野	部位					
工作物	敷地	地面につまずく程度のひびや陥没はないか 動植物による損害等はないか				
	上部	部材にひびや膨れ、剥がれはないか 降雨等による染みはないか 金属部にサビや剥がれはないか				
	下部	床や足元に傾き、浮き上がり等はないか 部材にひびや膨れ、剥がれはないか 降雨等による染みはないか 金属部にサビや剥がれはないか				
	設備	表面にひびや反り、サビ、変色等はないか 表面の目地に亀裂等はないか 部材などが剥がれていないか 階段に欠損はないか 手摺にガタつきはないか				
電気設備	分電盤	ブレーカーに破損、サビはないか 異音、異臭はないか				
	照明設備 コンセント	破損、サビ、ちらつきはないか 異音、異臭はないか				
	情報設備	電話、放送、通信設備に異常はないか				
	その他 機器	警報ランプ、破損、サビはないか 異音、異臭はないか				

様式4

管理カルテ(施設 保存活用施設の建築物)

【第 回点検: 年 月 日】

施設名		地区名			
建設年度		経過年数		処分制限期間	
規模				数量	
構造形式					
修理等履歴					

評価の目安	おおむね良好				A
	部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上に問題なし				B
	広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上に低下の兆候が見られる				C
	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある。				D
点検対象部位		点検の視点	劣化有無 (有=■)	備考 (左記の劣化状況の 補足等)	評価
分野	部位				
建築	敷地	地面につまずく程度のひびや陥没はないか 塀や擁壁にひびや傾き、膨れはないか			
	屋根屋上	金属部(屋根・軒先等)にサビや剥がれはないか 屋上防水等にひびや膨れはないか 降雨時に雨漏りはないか			
	外壁	外壁にひびや反り、サビ等はないか 外壁の目地に亀裂等はないか タイルなどが剥がれていないか			
	内部	床・壁・天井にひびや膨れ、剥がれはないか 床に傾きはないか 雨漏り等による染みはないか 窓や扉の開閉に異常はないか			
衛生調備	給排水 トイレ	異音、異臭はないか 水漏れ、赤水はないか			
	空調	異音、異臭はないか エラー表示、ガタつきはないか			
電気備	分電盤	ブレーカーに破損、サビはないか 異音、異臭はないか			
	照明設備 コンセント	破損、サビ、ちらつきはないか 異音、異臭はないか			
	情報設備	電話、放送、通信設備に異常はないか			
	その他 機器	警報ランプ、破損、サビはないか 異音、異臭はないか			
防災備	消火栓	破損、サビ、周囲に支障物はないか			
	消火器	破損、サビ、期限切れはないか			
	自火報	受信機のランプに異常はないか			
	誘導灯	常に点灯しているか			

## (附章) 計画策定の体制と経過

### 委員会の開催・審議経過

本計画を策定するにあたり、基本方針等必要な事項を検討するため、特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を令和6年度に2回、令和7年度に3回、令和8年度に1回開催した。

策定委員会は、保存活用計画策定について審議を行うため、文化財等に関する専門的知識を有する方、地区を代表する方等から構成された組織である。

平成30年の文化財保護法改正を受け、発掘調査や整備活用の進展や現在の社会情勢等に対応した、適切な史跡の保存活用に関する事項を定める必要が生じたことから、策定委員会に本計画案を諮り策定したものである。

なお、多賀城跡の整備を所管する関係機関として、宮城県教育庁文化財課及び同多賀城跡調査研究所をオブザーバーとして、各会議への出席をいただいた。

また、地域住民との合意形成や、活用に関わる市内部の各部門や関係機関との意見交換の場として、市川地区住民への説明会、市庁内ワーキング会議、地区検討会議(地域団体)、多賀城跡に係る調査機関等と逐次会議を行い、意見を伺った。あわせて、本計画については、パブリックコメントを行った。

#### 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会委員名簿

番号	役職	氏名	職名	委嘱期間
1	委員長	サトウ マコト 佐藤 信	東京大学名誉教授	令和3年3月1日～
2	副委員長	シラトリ リョウイチ 白鳥 良一	多賀城市文化財保護委員会委員	令和3年3月1日～
3	委員	フナビキ トシアキ 舟引 敏明	一般社団法人公園財団理事長	令和3年3月1日～
4	委員	オオヤマ マユミ 大山 真由美	多賀城・七ヶ浜市民活動団体等 連絡協議会事務局長	令和3年3月1日～
5	委員	サトウ タダヒロ 佐藤 忠浩	市川地区代表	令和3年3月1日～
6	委員	サクライ カズヤ 櫻井 一弥	東北学院大学教授	令和3年3月1日～
7	委員	マキ マサユキ 牧 雅之	東北大学植物園園長	令和3年3月1日～
8	委員	フジサワ アツシ 藤澤 敦	東北大学学術資源研究公開センター 東北大学総合学術博物館 教授	令和7年4月1日～
9	委員	アサヒタ ケンシ 朝日田 顕志	多賀城市立多賀城小学校 校長	令和7年4月1日～
10	委員	エグチ アツシ 江口 篤	株式会社ツアーウェーブ 代表取締役	令和7年4月1日～

## [特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会 設置要綱]

第1条 特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な保存管理及び活用を図るため、特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、特別史跡多賀城跡附寺跡の保存活用計画策定事業(以下「事業」という。)に関して審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、史跡の保存管理及び活用に関し専門的な知識を有する者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取するほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置及び任務)

第8条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員の中から委員長が必要と認める者をもって構成する。

3 部会は、委員会の下部組織として委員会で審議する議案及び資料の検討等を行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画経営部文化財課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 計画策定委員会等の開催概要

### 令和6年度 開催概要

第1回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和6年11月20日(水)

場所:多賀城市役所北庁舎 502会議室

議題: (1) 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定について  
(2) スケジュール及び策定体制について

第2回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和7年3月12日

場所:多賀城市役所北庁舎 502会議室

議題: (1) 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定について  
(2) スケジュール及び策定体制について

### 令和7年度 開催概要

宮城県、多賀城市各関係部署職員との4者協議

時間:令和7年5月12日～令和7年8月7日

概要: 宮城県教育庁文化財課、同教育庁文化財課分室、同土木部都市計画課、多賀城市教育委員会事務局文化財課同都市産業部都市計画課による4者協議を期間中随時実施

第1回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定に係る庁内ワーキング会議

時間:令和7年5月14日(水)

場所:多賀城市役所北庁舎4階401会議室

議題: (1) 本会議の目的(与えられている使命)  
(2) 今までの計画策定の経緯と目的  
(3) 現行計画の実績  
(4) 現行計画での規制  
(5) 新たな計画策定に向けた考え方  
(6) スケジュールと体制

第2回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定に係る庁内ワーキング会議

時間:令和7年5月28日(水)

場所:多賀城市役所西庁舎3階第1委員会室

議題: (1) 保存活用計画策定に伴い改善すべき地域課題の抽出  
(2) (1)に対する対応方法の検討

第1回 多賀城跡周辺魅力創造に関する地区勉強会

時間:令和7年6月21日(土)

場所:市川地区集会所

議題: (1) 現行計画(第3次保存管理計画)を進めるうえでの課題の共有  
(2) 新たな計画(保存活用計画)策定の経緯と内容  
(3) 今まで市川地区から要望のあった内容の整理  
(4) 市川地区でこれから実現したいことの抽出

第3回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定に係る庁内ワーキング会議

時間:令和7年6月25日(水)

場所:多賀城市役所西庁舎3階第2委員会室

議題: (1) 第1回 多賀城跡周辺魅力創造に関する地区勉強会にて提示された地区課題の共有  
(2) 地区課題に対する解決案・検討事項の整理

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定に係る関係機関との会議

時間:令和7年7月18日(金)

概要:計画策定に向けたスケジュールの確認、各団体が担う役割分担等の整理を実施

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画素案概要の文化庁協議

時間:令和7年8月19日(火)

場所:東北歴史博物館内

議題:特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画素案概要について文化庁調査官を交え、確認を実施

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画に関する各委員との会議

時間:令和7年8月26日～令和8年4月17日

概要:特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画について各策定委員との打ち合わせを期間中に随時実施

第4回 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定に係る庁内ワーキング会議

時間:令和7年8月27日(水)

場所:多賀城市役所北庁舎502会議室

議題:8月19日実施の文化庁協議を踏まえた進捗状況の整理、報告

第2回 多賀城跡周辺魅力創造に関する地区勉強会

時間:令和7年8月29日(金)

場所:市川地区集会所

議題:多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会にて審議する事項の共有

第2回 令和7年度多賀城跡連絡協議会

時間:令和7年9月25日(木)

場所:多賀城市役所西庁舎3階第1委員会室

議題:多賀城跡附寺跡保存活用計画策定に関する事前打ち合わせについて

第3回 多賀城跡周辺魅力創造に関する地区勉強会

時間:令和7年10月4日

場所:市川地区集会所

議題:多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会にて審議する事項の共有

第3回 多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和7年10月9日(水)

場所:多賀城市役所西庁舎3階議会図書室

議題: (1) 計画策定の目的と基本理念について  
(2) 本質的価値について  
(3) 地区区分の変更について  
(4) 地区住民との勉強会の報告について

文化庁調査官とのリモート会議

時間:令和8年1月27日～令和8年3月31日

概要:文化庁調査官、宮城県教育庁文化財課、宮城県多賀城跡調査研究所、多賀城市教育委員会文化財課によるリモート会議を期間中随時実施

第4回 多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和8年1月29日(木)

場所:多賀城市役所西庁舎3階第1委員会室

議題: (1) 計画策定スケジュールについて  
(2) 原稿案について  
(3) その他

第5回 多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和8年3月30日(月)

場所:多賀城市役所北庁舎502会議室

議題: (1) 保存活用計画の概要版について

(2) 保存活用計画の原稿案に対する委員の意見について  
令和8年度 開催概要  
パブリックコメント  
時間:令和8年6月●日から●日  
主な意見:

第6回 多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会

時間:令和8年6月30日(火)

場所:多賀城市役所

議題: (1) 保存活用計画の概要版について  
(2) 保存活用計画の最終案に対する委員の意見について  
(3) その他